

永代供養墓「ハナミツキの碑」使用規則

宗教法人 曹洞宗 陽光院

(目的)

- 第一条 ①本規則は、宗教法人陽光院の永代供養墓（以下、永代供養墓という）の管理・使用が適正に行われるために制定される。
- ②永代供養墓の管理者（以下、墓地管理者という）は代表役員（住職）とし、本規則の定めに従って永代供養墓を管理・供養をする。
- ③永代供養墓の使用者（以下、墓地使用者）は本規則の定めに従って使用する。

(名称)

- 第二条 永代供養墓の名称は『陽光院永代供養墓「ハナミヅキの碑」』とする。

(管理運営)

- 第三条 管理運営主体は宗教法人陽光院（以下、当寺院という）とし、管理者は代表役員（住職）とする。

(使用資格)

- 第四条 ①永代供養墓は、墓地管理者の承認の後、定められた永代供養料の納入並びに「永代供養墓使用申込書」に必要事項を記入し、墓地管理者へ申込むことで使用許可証が発行され墓地使用権が発生する。尚、申し込みの際は戸籍謄本・住民票等並びに本人確認の出来る書類提出を促すことがある。
- ②墓地使用者の過去の宗旨・宗派は問わないが、使用開始後の法要儀式は曹洞宗作法に準ずることとする。

(使用料)

- 第五条 ①永代供養墓の使用料及び納骨料・墓碑彫刻料は別途定める。
- ②永代供養墓へ埋葬後、墓地使用者の都合あるいは規則違反等により解約される場合は既納の使用料返還は受け付けることができない。

(護持会と護持会費)

- 第六条 ①墓地使用者は、自動的に陽光院護持会（以下、護持会という）に入会することとする。尚、入会期間は墓地使用者の存命中とする。
- ②墓地使用者の護持会費は、永代供養料に含まれることとする。
- ③墓地管理者は、護持会費より当墓地の清掃及び修繕、樹木等の剪定、環境整備、また付随する事務管理並びに他護持会規約に定められた諸費用の納入をまかなう。

(埋葬)

- 第七条 ①永代供養墓に埋葬する際は、各市区町村の発行する「埋葬許可証」又は「改葬許可証」を墓地管理者に提出しなければならない。
- ②永代供養墓への埋葬は、墓地管理者の承諾を得た上で祭祀者立会いの下、埋葬を行うこととする。
- ③永代供養墓への埋葬は、焼骨のみで土葬は出来ない。尚、動物等の焼骨は埋葬できない。
- ④永代供養墓へ骨壺ごと埋葬する場合は、直径七寸以内の骨壺を使用し永代供養墓内の棚に安置するものとする。
- ⑤永代供養墓へ遺骨のみを埋葬する場合は、骨壺より遺骨を取り出し、永代供養墓内に散骨をするものとする。

(埋葬期間)

- 第八条 ①骨壺の埋葬期間は埋葬した日より三十三年間とし、経過後は当寺院にて骨壺から遺骨を取出し、散骨して永続的に埋葬をするものとする。
- ②初めから散骨する遺骨は、永続的に埋葬をするものとする。
- ③散骨した遺骨は、相当の年月経過により当寺院敷地内にある他合同墓に改葬する場合もあるものとする。

(祭祀)

- 第九条 ①埋葬される遺骨を永代供養墓に納める際は、納骨供養を行う。
- ②骨壺にて埋葬された霊位の回忌供養は、三十三回忌迄、朝課時につとめることとする。
- ③埋葬された霊位の供養は、三十三年間、毎年七月十日に行う合同供養祭「陽光院施食会」にて供養を行う。
- ④埋葬された霊位の供養は、墓前にて春秋彼岸に永続的に供養を行う。
- ⑤申込関係者は回忌供養等を別途、当寺院に依頼することができる。
- ⑥生前申込者が逝去した際は、当寺院にて授戒・葬儀を依頼しなければならない。

(遺骨の返還)

- 第十条 ①永代供養墓へ骨壺にて埋葬した遺骨の返還受付はできるが、散骨にて埋葬した遺骨は返還受付をすることができない。
- ②遺骨の返還に際して、既納の使用料返還は受け付けることができない。

(住所及び氏名の変更届)

- 第十一条 墓地使用者は、届出の住所及び使用者名に変更が生じたときは、墓地管理者に届出をする。

(墓地使用权の譲渡等の禁止)

第十二条 墓地使用者は墓地使用权を第三者に譲渡または転貸することは出来ない。

(墓地使用权の取り消し)

第十三条 ①墓地管理者は墓地使用者が次イ～ニの事項に該当したときは、勧告を必要とせずに墓地使用者の墓地使用权を取り消すこととする。

イ 永代供養墓を本来の目的以外に使用したとき。

ロ 当寺院内で他宗教・他寺院の宗教行為を行ったとき。

ハ 墓地使用者が墓地使用权を第三者に譲渡又は転貸したとき。

ニ 他の墓地使用者の信仰に圧力を加えたり、近隣の迷惑になるような行為をしたとき。

②墓地管理者は前記事項により墓地使用权を取り消した場合、埋葬された遺骨を無縁墓に改葬・合祀するものとする。尚、要した費用は墓地使用者の負担とする。

(事故等による損害の責任)

第十四条 ①当墓地内で起こった自然災害、不可抗力による事故、第三者による加害行為によって生じた被害による損害については、当寺院はその責を負わないこととする。

②墓地使用者がその責に帰すべき相当な事由により当墓地内の付帯設備・樹木等を損傷したときは、墓地使用者の責任と負担で同等の物を復元または植樹することとする。

(規則の改正)

第十五条 墓地埋葬等に関する法令等現行法規が改正された場合等、本規則は陽光院役員会議において責任役員三分の二以上の議決を経て改正することが出来る。

(規則に定めない事項)

第十六条 各条項に定めない事項については、法令の定めによる他、その都度墓地管理者が細則等を作成する。

[施行]

平成二十九年六月一日